第百五十五条の十七	）の規定	令第七条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定	特別措置法第六十三条第一項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第八十一条の十五第二項
第百五十五条の三十一	法第八十一条の十五第二項	に規定する	連結控除限度個別帰属額（復興特別法人税の控除限度個別帰属額を含む。以下この条において同じ。）に規定する復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額は、復興特別法人税に関する政令第六条第二項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第六項第一号に掲げる金額をいう。）とし、法第八十一条の十五第二項に規定する
第百五十五条の三十二第六項第一号	連結控除限度個別帰属額		連結控除限度個別帰属額（復興特別法人税の控除限度個別帰属額を含む。以下この条において同じ。）
第百五十五条の三十四第三項	同条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで又は特別措置法第五十条第一項	同条第一項から第三項まで又は特別措置法第五十条第二項（外国税額の控除）
第百五十五条の三十四第六項第三号ロ	第八十一条の十五第一項から第三項まで	第八十一条の十五第一項から第三項まで又は特別措置法第五十条第二項	
第百五十五条の四十四第六項第四号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで又は特別措置法第五十条第一項	
第百五十五条の四十四第二項第四号	法人税の額並びに	法人税及び復興特別法人税の額並びに	
第百五十五条の四十三第二項第六号	金額	金額及び特別措置法第五十二条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した当該連結事業年度の復興特別法人税の減少額として帰せられる金額	
第百五十五条の四十三第二項第七号	金額	金額及び特別措置法第五十二条第一項の規定により計算した当該連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額	
第百八十八条第一項第十号	）又は	場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第四項（復興特別所得税額の控除）において準用する同条第一項若しくは復興特別所得税額の還付（同条第九項所定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受けた場合	

		租税特別措置法施行令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）
	所得税の額	第二十六条の十一第二項	第三条第九項
	所得税の額並びに当該所得税に係る復興特別所得税の額	徴収された所得税の額	所得税が
特別措置法第五十条第一項若しくは復興特別所得税額の還付（同条第九項所定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受けた場合	法第四十一条の十二第四項	同条第四項	第二十六条の十一第二項
	、法人税法	、同法	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が
	徴収された所得税の額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定により当該所得税の額に併せて徴収される復興特別所得税の額	控除される所得税の額	第二十六条の十一及び復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）第五条第四項
	控除される所得税の額及び特別措置法第四十九条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により復興特別法人税の額から控除される復興特別所得税の額		、同条第一項
			、租税特別措置法施行令第二十六条の十一第一項
			とする